



# 著作隣接権・出版権

野田 幸裕  
Noda Yukihiko

弁護士、弁理士

N&S法律知財事務所設立所長。著作権法・商標法等の知的財産関連のビジネスコンサル・契約・訴訟等が専門。東京都知的財産総合センター法律相談員、一般社団法人日本商品化権協会正会員等。講演・著作等多数。

## 著作隣接権

著作隣接権とは、実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者の著作権法(以下、法)上の権利を総称する権利をいいます。これらの主体は自ら著作物を創作的に表現するものではありませんが、実演やレコードや放送等の手段を通じて著作物の伝達をしていることから、著作権に準じた一定の権利を無方式(法89条5項)で認めるとともに、著作権同様、権利制限(法102条)や保護期間(法101条)に服するものとされています。著作隣接権は、通常、一般市民が権利主体となるものではないので本稿の性質上ごく簡単に紹介させていただくにとどめます。

### ● 実演家の著作隣接権

まず実演とは「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む)」をいい、実演家とは、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者」をいいます(法2条1項3・4号)。

実演家には氏名表示権(法90条の2)と同一性保持権(法90条の3)という実演家人格権が保護されているほか、録音録画権(法91条)、放送権・有線放送権(法92条)、送信可能化権(法92条の2)、譲渡権(法95条の2)、貸与権(法

95条の3)という経済的権利が認められています。

実演家の録音・録画権と著作権としての複製権(法21条)とは概ね重なりますが、複製が有形的再製行為全般を含むのに対し、録音は「音を物に固定し、又はその固定物を増製すること」、録画は「影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製すること」と定義されており複製よりやや狭い範囲の権利です(法2条1項13～15号)。

また著作権者の複製権や公衆送信権と、実演家の録音・録画権や放送権・有線放送権とは権利の働き方が違います。例えば映画の著作権者である映画製作会社はその映画をDVDに複製するときにはその複製権が働き、テレビ放送するときはその公衆送信権が働きます。

これに対し、実演家である俳優にはその演技を録画することを許諾する権利はありますが、映画の著作物では俳優の演技を録画することは当然の前提となるため、映画の出演を許諾した俳優には録画権は働きません(法91条2項)。また俳優には放送権・有線放送権が認められていますが、俳優の許諾を得て録画された場合や映画の著作物には放送権等は働きません(法92条2項)。

この結果、俳優は映画が二次利用されDVDが制作販売されても、またテレビ放送されても権利は働かず経済的利益の分配にあずかること

はできません。そのため何らかの分配にあずかろうとするときは、俳優は映画出演に際し出演契約締結時に二次利用の分配に関して特約することに成功しない限り分配にはあずかれません。このことから実演家のこれら権利に関しては「ワンチャンス主義」などと称されています。俳優が所属する芸能プロダクションの多くが加盟している各種権利者団体等ではワンチャンス主義の見直しを求めています。映画製作者側からは契約等により対応可能と反論されています。しかし実務においては映画の二次利用の分配に実演家があずかる特約は映画製作者側からの強い抵抗があるため、このような特約が成立する可能性はごく低く、実演者側からの不満は尽きないところです。

次に実演家から録音録画の承諾があれば放送事業者は、放送のために実演を録音録画して固定化することができるのですが(法93条1項本文)、特約がある場合(例えば生番組での放送に限定しての出演契約など)や録音録画物が出演番組とは異なる内容のものになること(例えば演歌歌手が歌謡番組へ出演したところその録音録画物が他の演歌特番に編集されるなど)は許されません(同項但書)。同項但書に該当するような録音録画物や、放送以外の目的で録音録画物を使用・提供すること(例えば出演時の録音録画物をDVDにするための提供やDVDでの使用など)(同2項1号)や、出演時の録音録画をその放送局(キー局とそのネット局)が他のネット局に提供することは(同項2号)、実演者の許諾がない限り目的外使用となるので許されません。

また録音録画物での放送は、繰り返し放送するリピート放送(法94条1項1号)や、キー局から提供された録音録画物(同項2号)や放送番組(同項3号)をキー局からネット局に提供して放送する場合には実演家から新たな承諾をもらう必要はありませんが、その代わりに放送事業者は実演家に相当額の報酬を支払う必要があります(同条2項)。また放送事業者が商業用レコー

ドを放送で使用するには歌手など実演家から承諾を取る必要はありませんが、歌手の生実演による歌唱の機会を補填する趣旨から二次使用料を支払う必要があります(法95条)。

### ● レコード製作者の著作隣接権

レコードとは「蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものをいい、サウンドトラックなどのような「音を専ら<sup>もっぱ</sup>影像とともに再生することを目的とする」録音物はレコードには含まれません。要するにレコードとはCDや音楽テープなど音のみの録音物をいい、かつて全盛を誇ったドーナツ盤レコードのみを指す用語ではないことにご注意ください(法2条1項5号)。レコードのうち、市販の目的をもって製作されたレコードの複製物が「商業用レコード」です(同7号)。そして「レコード製作者」とは「レコードに固定されている音を最初に固定した者」をいい(同6号)、CDなどを増製するプレス業者を指すものではありません。

レコード製作者の著作隣接権には複製権(法96条)、送信可能化権(法96条の2)、譲渡権(法97条の2)、貸与権(法97条の3)がそれぞれ認められています。また実演家同様、放送事業者等が商業用レコードを二次使用するときにはレコード製作者に対し二次使用料を支払う必要があります(法97条)。

### ● 放送事業者等の著作隣接権

放送事業者および有線放送事業者には複製権、放送権・再放送権、送信可能化権、テレビ放送の伝達権(映画を銀幕に映写するのと同様に、テレビ放送等を受信した超大型モニター等を使うなどして当該放送を公衆に伝達する権利)がそれぞれ認められています(法98条～100条の5)。

## 出版権

### ● 出版権の内容と出版の諸方法

出版権とは、著作権者から許諾を得て、その著作物を文書または図画として、紙媒体やデジ

タル媒体の複製物を頒布する<sup>はんぶ</sup>方法で出版したはそのデジタル媒体を用いて公衆送信する方法により出版・公衆送信することができる権利をいいます(法79条1項)。従前は紙媒体のみの出版行為が著作権の対象とされていましたが、平成27(2015)年施行の改正法によりCD-ROMなどの電子媒体での出版やその電子情報をインターネットで配信する方法も著作権の対象に加えられました。この背景には電子書籍が社会に定着し発展する現状にあって、著作権者の承諾を得ずにその著作物をインターネット上にアップロードするなどの違法行為が横行し、出版権者にも差止請求を認める必要性が高まったことにあります。

ところで仮に読者の皆様が小説や詩や絵画などの著作者でありこれを出版するとした場合、皆様が小説等の著作物の著作権者ですから自らこれを複製し公衆送信することができます。最近では職業小説家の中には出版コストを抑えたり在庫を抱えるリスクがないことなどから、出版社を通さず自ら作品をインターネットにより公衆送信する方法で出版するケースも出始めています。しかし皆様が自分で小説を相当部数、印刷して販売するとか、インターネット上の課金システムを構築して作品を公衆送信することはあまり現実的ではありません。そのため多くの場合、出版社に出版を許諾し出版権の設定を受けた出版社が出版するケースが大半だと思われます。

逆に出版社側から見れば小説等を出版しようとすれば著作権者から ①上記の出版権の設定を受ける、②著作権すべての譲渡を受ける、③著作権の支分権である複製権や公衆送信権等の譲渡を受ける、④独占的出版許諾契約を締結する、⑤非独占的出版許諾契約を締結するなどさまざまな方法が考えられます。

しかし②③の方法は、権利の全部または重要な一部を権利ごと譲渡するため譲渡人側には著作者人格権などしか残らないこととなります。

すると仮に譲渡人が譲渡後に考えが変わり、その小説等はもう絶版にしたいと思っても自分だけの意思では絶版にはできなくなります。また口述権、複製権、翻案権等も譲渡されれば、その譲渡された著作物が講演録や論文などである場合、その著作者が他所で同様の講演をしたり類似の論文を出稿すると、譲受人の口述権や複製権等の権利を侵害することになってしまいます。そのため②③の方法は、特に職業的著述家から承諾を得る方法としては現実的ではありません。

次に④⑤の方法はあくまで契約当事者限りの債権的拘束力しかありません。したがって独占的出版許諾契約を締結した④の場合でも著作者が約束に違反して第三者と二重に契約して出版しても当該第三者に対して直接、差止請求することはできず、単に著作者に対し債務不履行による損害賠償請求することができるにとどまります。

この点、①の方法なら二重契約した第三者に対しても出版の差止請求ができますし、②③の方法のように権利譲渡されずとも、出版権設定期間中は、著作者自らが出版することも排除することができる権利ですから出版側としては十分な権利といえます。ただし、①②③のいずれにも共通するのはその権利を登録しておかないと二重契約された場合(例えば著作者が他の第三者にも出版権を設定したり(①)、著作権の全部(②)もしくは一部(③)を二重譲渡したとき)は当該第三者に対して自らの権利を対抗できません(法77条・88条)。

なお出版権設定契約にはさまざまなタイプがあり、出版する書籍の属性もさまざまですが各種出版権設定契約のひな形が一般社団法人日本書籍出版協会(書協)のウェブページに公開されています\*。

## ● 出版権の内容

出版権の内容に関し複製権または公衆送信権

\* <http://www.jbpa.or.jp/publication/contract.html>



を有する者(複製権等保有者)は以下の内容の著作権を設定することができます(法79条1項)。

①文書または図画として出版すること(電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された複製物により頒布することを含む)。要するに紙媒体のみならずCD-ROM等の電子書籍の出版が可能となりました。

②電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信(放送または有線放送を除き自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む)を行うこと。要するにインターネットによる電子出版が可能になりました。

### ● 著作権者の権利と制限・存続期間

著作権者は著作者と出版契約で合意した内容に従い、原作のまま紙媒体または電子媒体により複製する権利(法80条1項1号)、電子媒体により公衆送信する権利(同項2号)の全部または一部を専有することになります。このように著作権は著作者の複製権や公衆送信権についてその承諾を得て権利設定するものであり、複製権者や公衆送信権者が有する以上の権利は持ち得ないので複製権者等が受ける「引用」(法32条)などの複製(法86条1項)・公衆送信(同3項)の制限、目的外複製の制限(同2項)は著作権者にも及びます(法86条)。なお著作権者は、複製権等保有者の承諾を得たときは、他人に対し当該著作物の複製または公衆送信を許諾することができますし(法80条3項)、複製権・公衆送信権の全部または一部を第三者に譲渡または質権の目的とすることもできます(法87条)。

著作権の存続期間は特約がない限り最初の出版行為または公衆送信があった日から3年間です(法83条)。そして著作権の存続期間満了後はその複製権・公衆送信権は著作者のもとに戻ってくることになります。

### ● 著作権者の義務

著作権者は以上のような権利を有する反面、出版の義務を負い、特約がない限り著作権者は著作権の内容に応じて以下の義務を負います(法81条)。

①紙媒体ないし電子媒体での原稿の引渡し等を受けてから6カ月以内にその著作権の目的である著作物について出版行為(同1号イ)または公衆送信行為を行う義務(同2号イ)

②著作権の目的である著作物について慣行に従い継続して出版行為(同1号ロ)または公衆送信行為を行う義務(同2号ロ)

著作権設定後は出版・公衆送信行為は著作権者のみに専有されるので(法80条1項柱書)、著作者といえども出版はできなくなります。そのため著作権を設定したにもかかわらず、いつまでも著作権者が出版しなければ出版できなくなります。そこで著作権者が前述①の出版義務に違反したときは著作権を消滅させることができるものとし(法84条1項)、前述②の義務に違反したときは、3カ月の催告期間を経過しても出版しないときは著作権を消滅させることができるものとし(同2項)。

### ● 著作権設定後の著作者の権利

著作者は著作権設定後には出版はできませんが、著作権者が出版物を改めて複製するとき、または公衆送信を行うときに正当な範囲内で当該著作物に修正または増減を加えることができます(法82条)。また著作者は著作権存続中に死亡したときまたは特約がない限り、最初の出版から3年経過後には著作権設定期間中でもその著作物を全集等の編集物に収録して複製または公衆送信することができます(法80条2項)。そして複製権等保有者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは廃絶させるため、著作権者に通知し、通常生じる損害を賠償して著作権を消滅させることができます(法84条3項)。